

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 策定の趣旨

近年、障がい福祉ニーズが多様化している中で、障がいのある人が社会の活動に主体的に参加することができるよう自己実現の支援と社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）の除去が求められています。

国の施策としては、「障害者の権利に関する条約」の批准のため、国内法の整備を進めてきました。代表的なものとして、障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月公布）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）（平成 24 年 10 月施行）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）（平成 25 年 4 月施行）、障害者総合支援法の改正（平成 26 年 4 月施行）、平成 25 年 6 月には、障がいを理由とする差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が公布され、平成 28 年 4 月 1 日に施行となりました。

平成 28 年 5 月には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービス円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととされ、平成 30 年 4 月に完全施行となります。このように、障がい者を取り巻く国の施策は大きく変化してきています。

白馬村では、前期の障害者計画・障害福祉計画において『地域でいきいきと安心して暮らせる自立と共生のまちづくり』の基本理念の下、「自立と共生のまちづくり」という視点を定め、この計画に基づいて、障がい者施策の推進や障がいに係るサービス提供体制の確保及びサービスの充実に努めてきました。

本計画は、これまでの計画の基本的な考え方を受け継ぎ、国や長野県の計画と整合性をとりながら、障害者総合支援法に規定される基本理念のもと、障がいのある人の自立や社会参加をはじめ、誰もがいきいきと安心して暮らせる総合的な支援の充実を図るために、障がい者施策の現状や、本村の利用者ニーズ及びサービス利用実績等を踏まえ、策定するものです。

### 障害者総合支援法第1条2（基本理念）

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

## 2 計画の基本理念

### 『お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生するまちづくり』

- 障がいの有無にかかわらず、社会のあらゆる活動に参加する主体として、自らの能力を最大限発揮することができる。
- 自分らしく生きていくために必要な支援を、地域全体の理解・協力のもと受けることができる。

「みんなで作る、みんなで輝くまちづくり」を目指します。

### 3 計画策定の背景・経過

平成 29 年度末に第 4 期白馬村障害福祉計画（平成 28 年～平成 29 年度）が計画期間満了を迎えることから、次期計画の策定を行います。

白馬村障害者計画（平成 25 年～平成 30 年度）については、長野県が平成 24 年 3 月に策定した「長野県障害者プラン 2012」（平成 24 年度～平成 29 年度）及び平成 27 年 3 月に策定した「第 4 期長野県障害福祉計画」（平成 27 年度～平成 29 年度）の終期に整合性を合わせるため、1 年繰り上げて次期計画の策定を行います。

また、児童福祉法の改正により、新たに障害児福祉計画が新規策定となるため、第 1 期白馬村障害児福祉計画の策定を行います。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
長野県 障害者計画	障害者プラン2012			障がい者プラン2018					
長野県 障害福祉計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
長野県 障害児福祉計画				第1期計画			第2期計画		

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
白馬村 障害者計画	第2期計画			第3期計画					
白馬村 障害福祉計画	第3期 計画	第4期計画		第5期計画			第6期計画		
白馬村 障害児福祉計画				第1期計画			第2期計画		

## 4 計画の性格

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」としての障がい者に関わる施策の基本的な方向性を定める計画であるとともに、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」としての障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業について、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」としての障害児通所支援等の提供体制その他障害児通所支援等の円滑な実施について、各年度のサービス種類ごとに必要な見込量とそれを確保するための方策を定めるものです。

### ・「障害者計画」の法的根拠

#### 障害者基本法

第 11 条第 3 項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### ・「障害福祉計画」の法的根拠

#### 障害者総合支援法

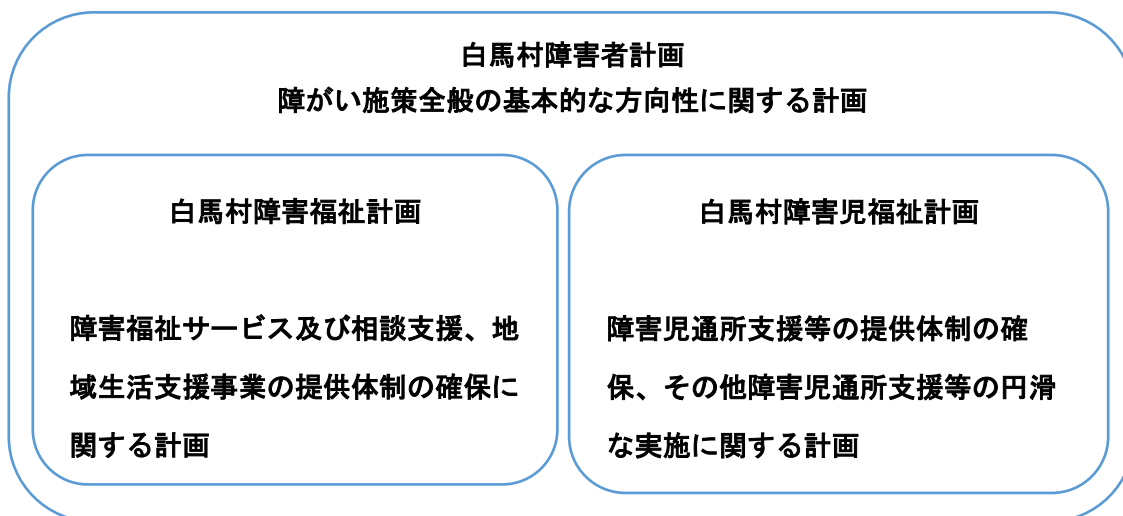
第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ・「障害児福祉計画」の法的根拠

#### 児童福祉法

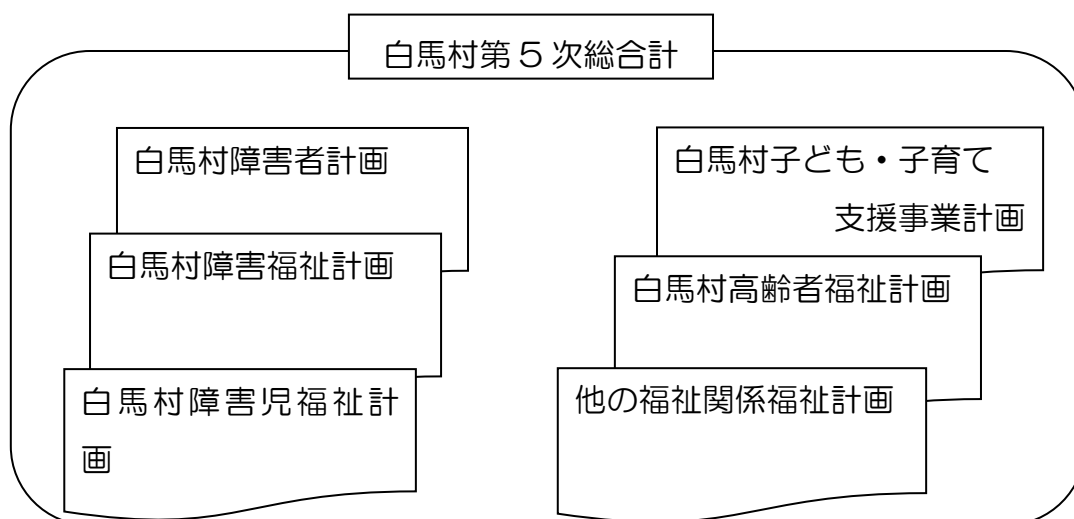
第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・「障害者計画」、「障害福祉計画」並びに「障害児福祉計画」の関係性



## 5 計画の位置づけ

本計画は、白馬村のまちづくりの基本となる「白馬村第5次総合計画」を上位計画とし、「白馬村障害者計画」、「白馬村障害福祉計画」並びに「白馬村障害児福祉計画」を具体化するための実施計画としての位置づけであり、「白馬村高齢者福祉計画」「白馬村子ども・子育て支援事業計画」など他の福祉関係計画と連携し、推進するものです。



## 6 計画の期間

第3期白馬村障害者計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。

第5期白馬村障害福祉計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

また、第1期白馬村障害児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

## 7 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、住民の意見を反映するため、住民代表、学識経験者、福祉・医療関係者、当事者団体代表等からなる「白馬村社会福祉推進委員会」を設置し、審議しました。また、当事者・家族のニーズを把握し、その実態を踏まえた上で計画を作成する必要があることから、アンケート調査を実施しました。

(なお、調査結果の概要については、巻末に資料として掲載しています。)

## 8 障がい者の定義

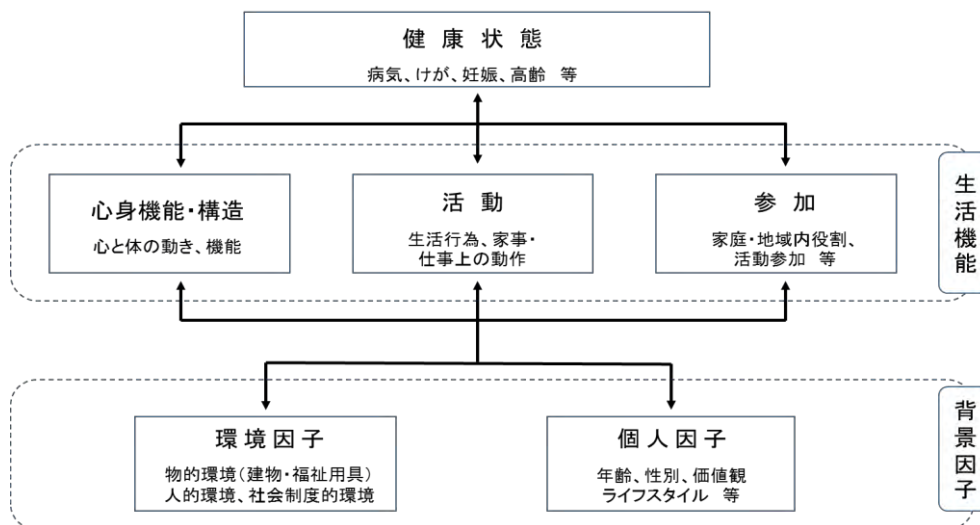
本計画における障がい者の定義は、障害者基本法第2条に規定されている「身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」及び、障害者基本法の附帯決議による「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるもの」及び、発達障害者支援法第2条に規定されている「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害のある者」とします。

## 9 障がいの概念

本計画における障がいの考え方は、平成 13 年 5 月に WHO（世界保健機関）総会で採択された「国際生活機能分類（ICF）」を基本とします。

「国際生活機能分類（ICF）」では、障がいを機能障がい、能力障がいといった医療的な観点のみでとらえるそれまでの「国際障害分類」を改め、個々の能力に応じてどのような生活機能を有するかという社会的要因を盛り込んだ考え方に転換しています。

国際生活機能分類(ICF)の諸要素の関連図



### ○医学モデルと社会モデル

ICF（国際生活機能分類）には、「医学モデル」と「社会モデル」の考え方が示されており、これら2つの対立する統合モデルとされています。医学モデルは、障がいという現象を個人の問題としてとらえ、対処として治療あるいは個人のよりよい適応と行動変容を目標にしています。一方、社会モデルでは障がいを主として社会によって作られた問題とみなし、障がいのある人の社会生活の全分野への完全参加に必要な環境の変更を社会全体の共同責任としています。

同じ障がい程度（等級）であっても、個々人の生活機能・背景因子は同じではなく、本人の感じる困難さや不自由さは異なります。

「障がい」とは、様々な要素が相互に作用しながら発生するものであり、本人が生活するうえで妨げとなる社会環境、すなわち「社会的障壁」を除去することで、障がい者の感じる困難さ・不自由さの軽減が可能である、とする考え方に転換しています。